

世田谷区告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年8月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月12日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

34-25

2 変更の区間

世田谷区上北沢五丁目1165番88の内

3 変更の区域

延 長 9.45メートル

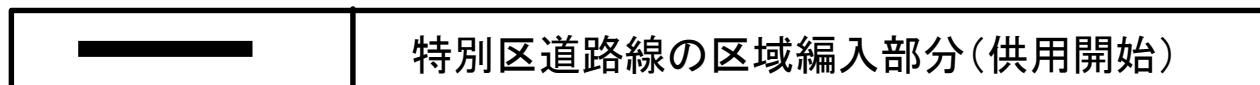
幅 員 0.15メートルから0.18メートルまで

面 積 1.62平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年8月12日

案内図



街区	上北沢五丁目5番
----	----------

